

報告（1）

令和7年度 事業計画

令和7年4月から大阪・関西万博が開催されています。日本を代表するクリエイターや若手の建築家がパビリオンや付帯施設を設計しました。そして、様々な議論を呼んだ木造リングはいずれ後世においてレガシーな建築物になるかもしれません。これら人々に夢を与えるキラキラした建築がある一方で、地味で泥臭く丁寧な設計作業から生み出された建築も社会的ニーズにとって大変重要な建築物であることは言うまでもありません。

また、建築設計業界でもDX化が進み、今後BIMの活用が重要になってきます。国では、建築の生産・維持管理のプロセスで一貫しているBIMを活用することで、業務の効率化や生産性の向上を図り、最適な建築物のライフサイクルの実現と建築物の価値の増大を目指しています。また、令和8年春頃から確認申請におけるBIMでの図面審査が実施予定であり、BIMの普及は業界にとって必要不可欠な問題となりつつあります。近い将来BIMの普及、AIを活用した業務が普及していく変革の中、時代の流れに注視した建築士事務所のあり方を検討しなければなりません。

そうした建築物を生み出す建築士事務所の運営において、今年度初頭より二つの大きな変革がありました。

一つは建築基準法、及び建築物省エネ法の改正です。協会では研修委員会が中心になって法改正の講習会を開催し建築知識の習得に当たるほか、年頭より建築士サポートセンターを開設しフォローアップに努めています。今年度も引き続き会員の皆様にタイムリーな情報提供や有益な講習会の実施をしております。

二つ目は本年4月1日より一級、二級、木造のすべての建築士事務所の登録手数料が一律24,000円に改定されました。会員の皆様には負担増となりますが、その反面、協会の財政の安定に繋がります。物価や人件費の高騰に対応するためであることをご理解いただき、建築士事務所の登録に関する事務のオンライン化など業務の円滑化に寄与していきます。

令和6年度に実施された『未来の京都 建築デザインコンペ2024』では、第一線で活躍している建築士のみならず多くの学生諸子が参加し、優れたデザイン力を発揮していただきました。今年もその機運を一層高めるため、新たなテーマで建築デザインコンペを実施すべく準備をしていきます。

またSDGsに対する意識も定着し、カーボンニュートラル社会の実現に向けて木造木質化の機運が高まってきています。その機運に応え行政との連携を図るために木造木質化委員会を新設してきました。さらに急速な時代の変化に対応し、事業の効率化を図るべく委員会の統廃合を含めた再構築を目指したいと考えています。当協会の会員が積極的にかかわりたい、一緒に学びたいと思えるような委員会活動をしていきます。そうした委員会活動の活性化が支部の活動へと波及し会員の満足度へと繋がれば幸いです。

いよいよ次年度は京都において全国大会が開催されます。昭和52年、第二回京都大会が開催されてから二巡目の全国大会が京都に巡ってきます。既に会員の皆様におかれましては京都大会開催の周知徹底は図られていることと存じますが、本年はいよいよ大会運営の具体的な実施要項を詰めて京都会員一同、全国大会の成功を目指して一致団結していかなければなりません。巡り回ってきた大きな行事で達成することは極めて困難ではありますが、若い会員の方々にも積極的に関わって頂きたいと思っております。

各部会の事業計画

(1) 総務・財務に関すること

- 1) 協会の財政安定化へ向けて持続可能な収益事業を模索し、実施の可否を検討する。
- 2) 協会固定費の削減を検討し、継続する。
- 3) 建築士事務所登録受付のオンライン申請がスタートしたことを利用者に周知すると同時に、業務の効率化と拡充を図る。
- 4) 青年部・女性部合同委員会の活動を助成し、協会の次世代の人材を增強、育成する。
- 5) 会員、賛助会員の增強を図る。
- 6) 会員向けクラウドサービスを拡充するなど、DX化に取り組む。

(2) 教育・情報に関すること

- 1) 各種講習会、研修会を実施し、会員の資質の向上を目指すとともに、一般建築士への広報活動を通じて、建築士全体のスキルアップを目指す。
- 2) インスペクション事業を継続させるため、インスペクション委員会の活動を支援し、講習会等を実施する。
- 3) 行政からの提案の検証のみならず、行政へ提案できるように他団体と連携しながら研究を充実させる。
- 4) 会員、非会員問わず、法定講習を周知する。

(3) 業務・技術に関すること

- 1) すべての建築物の耐震化への啓発と普及を推進し、府民の生活の安全安心に寄与する。
- 2) 京都府下の木造耐震診断士の育成と、診断費用の増額を行政に要望する。
- 3) カーボンニュートラルを推進させるため建築物等の木造・木質化の研究と普及に取り組み、併せて行政とも連携を模索する。

(4) 広報・渉外に関すること

- 1) キャンペーン活動を通じて、建築士事務所協会と建築士の知名度の向上を図ると共に、府民が安心して住むことが出来る住宅や建築物の情報を提供する。
- 2) 建築デザインコンペを実施し、展示会や講評会などを通じて協会のPR活動をする。
- 3) 前年度までに施した機関紙「すじかい」や会員名簿のWeb化を会員へ周知し、当協会HPのシステムを更に充実させる。

(5) 指導運営に関すること

- 1) 府民に対する「建築無料相談」の充実を図り、府民生活の向上に寄与する。
- 2) 建築士法第27条の5に基づく苦情の解決業務を円滑に実施する。

(6) 全国大会に関すること

- 1) 全国大会実行委員会において定められた大会運営の基本方針を具体的に実施可能か検証し次年度実施へとつなげる。
- 2) 全国大会が京都で開催されることを会員、賛助会員へ周知徹底し、協力を促す。